

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画施策評価表

施策・事業	計画の概要	展開	1		介護保険サービスの充実		
			数値表	現状評価	課題	次期計画での方向・考え方	担当課
(1)居宅サービスの充実	居宅サービスは、高齢者が介護を要する状態となっても、可能な限り住み慣れた居宅で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の選択とニーズに応じて提供されるサービスです。	居宅での生活を支えるため、第7期計画においても、サービス利用者数や給付費の動向について継続して分析を行い、適切なサービス提供に努めていきます。		居宅(予防)サービスの受給件数は減少傾向に転じており、給付費も減少傾向になっている。 H28: 35,571件 1,027,610千円 H29: 33,086件 991,164千円 H30: 30,357件 956,539千円 H31: 28,250件 936,704千円	高齢者数減少、高齢化率増加と進み、さらに世帯は高齢者のみの世帯が増加している状況である。	国の制度改正等を注視しつつ人口、高齢化率等の現状、今後の中長期的な推計を考慮し、在宅での生活を支えるために必要なサービス基盤、人的基盤について整備検討していく必要がある。	高齢福祉課
(2)施設・居住系サービスの充実	施設・居住系サービスは、在宅での生活が困難な要介護者に対し、施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを行うもので、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。	重度の要介護者や家庭の事情等により施設入所を希望する高齢者を支援するため、第7期計画においても、適切なサービス提供に努めていきます。 なお、介護保険施設や居住系サービスの基盤整備にあたっては、既存施設の整備状況や地域密着型サービスその他介護サービスの整備状況を踏まえながら、入所を希望する要介護者に対するサービス見込量や介護保険料への影響を考慮した上で、慎重に検討していきます。		サービスの利用状況は件数、給付費ともほぼ横ばい状況である。 H29: 4,832件 1,151,836千円 H30: 4,928件 1,189,888千円 H31: 4,818件 1,175,170千円	県内の施設では、空床があるとの情報もあり、市内の施設入所状況を把握していくことが必要となっている。	国の制度改正等を注視しつつ人口、高齢化率等の現状、今後の中長期的な推計を考慮し、施設等での生活を支えるために必要なサービス基盤、人的基盤について整備検討していく必要がある。	高齢福祉課
(3)地域密着型サービスの充実	地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、身近な地域で提供されるサービスです。 サービスを利用できるのは、原則として美称市民のみで、本市が事業者の指定、指導・監督権限を持っています。	高齢者の利用動向、ニーズの把握に努めながら、身近な生活圏ごとに地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供に努めていきます。 今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応や医療依存度の高い要介護者を在宅で支援していくため、第7期計画においては、看護小規模多機能型居宅介護事業所を1か所整備し、サービス提供体制の充実を図ります。		市内高齢者が利用する地域密着型サービス事業所の指定等については、市地域密着型サービス運営委員会を開催し、計画的に対応している。 サービスの利用状況は件数は減少しているものの給付費はほぼ横ばい状況である。 H28: 4,239件 589,932千円 H29: 4,486件 607,038千円 H30: 4,303件 587,474千円 H31: 4,232件 609,323千円	事業所数の減少がみられる。	国の制度改正等を注視しつつ人口、高齢化率等の現状、今後の中長期的な推計を考慮し、地域での生活を支えるためにサービス基盤、人的基盤について整備検討していく必要がある。	高齢福祉課
(4)介護人材の育成・確保	安定的かつ良質な介護サービスを提供していくためには、支える人材の育成・確保、資質の向上が重要となります。 本市では、介護福祉士の資格取得に要する費用の一部を助成しているほか、山口県や関係機関との連携を図り、介護職員の確保や定着に向けた取組、研修についての情報提供に努めています。	介護人材の育成・確保を喫緊の課題と捉え、第7期計画においては、介護福祉士資格取得助成事業を拡充するほか、新たな事業を創設し、長期的な視点で安定的に介護サービスが提供できるための体制を整備していきます。		現在、「介護福祉士資格取得費補助金」と「介護人材就職支援奨励金」として令和2年度までの期間限定で事業を実施しているが、ともに利用者が少ない状況である。	本事業についての周知を強化し、引き続き事業所の人材確保を支援していく必要がある。	市内介護事業所において、近年介護福祉士のみならず、介護支援専門員についても人材不足であることから、既存事業の拡充も含めた上で、人材確保につながる事業の構築を検討する。	高齢福祉課
(5)低所得者への対策	介護保険料の所得段階別設定における低所得者に対しては、保険料軽減を行うしくみを設けています。 また、介護保険施設等を利用する低所得者に対しては、食費・居住費の補足給付を行うとともに、社会福祉法人が提供する介護保険サービスを利用する低所得者に対しては、利用者負担額を軽減し、サービスの利用促進を図っています。	第7期計画においても、国の制度に従い、低所得者に対して幅広く支援を行っていきます。		国の定める標準的な所得段階の9段階を13段階として、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定となるよう調整している。 消費税増税に伴う保険料軽減のほか、食費、居住費の補足給付を行うとともに、社会福祉法人が提供する介護保険サービスの利用者負担額を軽減するなど、費用負担の軽減を図っている。	社会福祉法人が提供する介護福祉サービスの利用者負担額を軽減、補足給付等低所得者に対する制度周知を関係機関連携して行う必要がある。	引き続き、国の制度改正の動向に注視しながら、保険料の段階設定及び軽減策を行っていく。	高齢福祉課

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画施策評価表

施策・事業	計画の概要	展開	2		サービスの質の向上と適正化の推進		
			数値表	現状評価	課題	次期計画での方向・考え方	担当課
(1) 情報提供の充実	高齢者やその家族が適切なサービスを安心して利用できるよう、広報紙や市ホームページで介護保険制度の情報を提供していますが、更なる充実を図るためには、高齢者に限らず、幅広い層へ周知を図り、深い理解を進める必要があります。	第7期計画においては、制度改正を踏まえたパンフレットを作成するとともに、広報紙や市ホームページのみならず、介護サービス情報公表システムの周知を図ることで、幅広い層への制度の周知と分かりやすい情報提供に努めていきます。		介護保険制度に関する手続きの方法やサービスの利用方法について、市ホームページやパンフレット、広報を活用して周知を行っている。	更なる制度の理解のため、幅広い年齢層への周知方法を検討する必要がある。	若い世代への制度周知のため、教育分野等への周知方法の検討に努める。	高齢福祉課
(2) 苦情・相談への対応	利用者の権利を擁護し、より質の高いサービスを提供していくため、介護サービス事業者に対して、苦情や相談への対応を適切に行うよう働きかけています。 また、苦情や相談の内容によっては、介護サービス事業者のみならず、市、県国民健康保険団体連合会その他関係機関が連携し、問題の解決に当たることとしています。	介護サービス事業者は、苦情や相談への解決に当たる必要がありますが、対応が困難な事例については、利用者保護の観点から、関係機関が連携し、迅速かつ的確な対応により、解決を図っていきます。		事業者、市、国保連合会その他関係機関が連携し苦情相談の窓口として対応するとともに、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターへつなぎ、問題解決を図っている。	家族から利用事業所へ直接の苦情や相談は難しいとの意見がある。	事業者、市、国保連合会その他関係機関が連携し対応するとともに高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターの活用と相談体制の確立に努める。	高齢福祉課
(3) 介護サービス事業者の指定及び指導・監督	地域密着型サービス事業者については、美祢市地域密着型サービス運営委員会において、人員、設備及び運営基準に照らし、申請事業所を審査の上、指定しています。 また、既存の地域密着型サービス事業者等に対しては、定期的に実地指導を行い、指定基準の遵守及び不正請求の防止を図っています。	平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定、指導・監督権限が市に移譲され、市が権限を有する事業所が増加しますが、基準に従った適正なサービスの運営が確保されるよう、指導・監督機能を強化していきます。	★	地域密着型サービス事業者の指定更新には、美祢市地域密着型サービス運営委員会において、審査し指定している。	提出書類の再提出をお願いする場合があります。	国の通知等に基づく文書負担軽減のとおり、必要とされる書類の提出により無駄のない事務処理に努める。	高齢福祉課
				介護サービス事業者の指定については、指定基準等に基づく審査及び美祢市地域密着型サービス運営委員会の協議結果等により適正に実施している。 また、既存の介護サービス事業者に対して、年1回程度の集団指導及び各事業所3年に1回程度の実地指導を行うことにより、サービスの質の確保・向上及び介護給付等の適正化に努めている。	実地指導での指摘事項の多くは、介護サービス事業者の関係法令に関する認識不足・解釈間違いが要因となっている。集団指導及び実地指導をより効果的・効率的に実施することにより、法令、通達等に定めるサービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項の周知徹底を図る等、介護サービス事業者の継続的支援が必要である。	介護サービス事業者の指定については、指定基準等に基づく審査及び美祢市地域密着型サービス運営委員会の協議結果等を反映させながら適正に実施する。 また、既存の介護サービス事業者に対して、集団指導を効果的に開催するとともに、実地指導については効率化・標準化を推進することにより実施率の維持・向上に努め、サービスの質の確保・向上及び介護給付等の適正化を図る。	指導監査室
(4) 介護給付の適正化 ① 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）	介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者に適切に提供させるため、介護給付の適正化の取組を推進していく必要があります。	認定調査員等に対する研修を通じて、要介護認定調査の平準化を図るとともに、認定調査の選択肢の判断基準、基本調査と特記事項の整合性等について、市職員による点検確認を実施することで、より適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。	★	認定調査員及び担当職員には、県の実施する研修を原則毎年受講し、認定調査の平準化を図っている。	内部研修の実施により調査員ごとの判断基準の平準化を行う必要がある。	引き続き、調査員及び関係職員の研修会参加により適正かつ公平な認定事務に努める。	高齢福祉課
② ケアプランの点検		居宅介護支援事業所にケアプランの提出を求め、点検することで、介護支援専門員の「気づき」を促し、「自立支援に資する適正なケアマネジメント」につながるよう支援していきます。	★	市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員すべてに年2回ケアプランを提出させ、チェックを行い、適正なケアマネジメントへの気づきに支援をしている。	介護給付のプランのみの点検で予防給付のプランについて実施していない。	介護給付及び予防給付とも点検を行い、困難事例等の課題を設けたプラン抽出等で全体の質の向上に努めていく。	高齢福祉課
③ 住宅改修等の点検		住宅改修が適正に実施されているか、申請書類や写真からは現状が分かりにくい場合においては、必要に応じて確認調査を実施します。 福祉用具については、利用者に対する訪問調査等を実施し、その必要性や利用状況を確認します。	★	住宅改修、福祉用具の購入の給付については、書類確認で行っているが、不明な部分については必要に応じ、現地確認を行い適正な給付に努めている。	担当ケアマネジャーのプラン位置づけの認識を深める必要があると感じている。	他市町の状況を参考にしつつ、ケアマネジャーの質を高める取組が必要である。	高齢福祉課
④ 縦覧点検・医療情報との突合		国保連合会と連携し、効果的かつ効率的な縦覧点検及び医療情報との突合を実施します。	★	国保連合会に委託し、効率的な突合実施を行っている。		引き続き、国保連合会に委託し、サービス情報と医療情報との突合により効果的かつ効率的な点検に努める。	高齢福祉課
⑤ 介護給付費通知		介護サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、介護保険給付額、利用者負担額等を通知することにより、事業の透明性を確保し、介護保険制度に対する認識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑制につなげていきます。	★	年1回、利用者に対して郵送による通知を行い、制度の認識を高めるとともに、利用額を確認することで架空請求、過剰請求の防止・抑制を図っている。	通知によってどの程度の効果が得られているのかを把握することが難しい。	効果の確認方法を検討。本人又は家族への通知は事業所に対する架空請求や過剰請求の防止・抑制につながることから引き続き、利用者への通知を行う。	高齢福祉課
⑥ 給付実績の活用		国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績から、不適切な給付の可能性のある介護サービス事業者を抽出し、適正なサービスが提供されるよう指導に努めます。	★	国保連合会の介護給付適正化システムで抽出された対象事業所の確認を行っている。	係内の業務体制として、抽出されたすべての内容の確認の時間が取れていない。	引き続き、抽出されたデータをもとに対象事業所への確認を行い、適正なサービス提供に努める。	高齢福祉課

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画施策評価表

施策・事業	計画の概要	施策の展開	数値表	3			高齢者福祉サービスの充実	
				現状評価	課題	次期計画での方向・考え方	担当課	
(1)地域支援事業・高齢者福祉事業の充実 ①家族介護支援事業	高齢化率の高い本市においては、一般世帯の半数以上が高齢者のいる世帯となっており、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯も今後増加していくことが想定されることから、高齢者やその家族の状況、地域の実情に応じたサービスの提供に努めています。	高齢者を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、介護者を対象として、介護方法についての知識や技術を習得してもらうための教室や介護者相互の情報交換のための交流会を開催します。 高齢者の増加とともに介護者の負担もより一層高まるものと考えられるため、第7期計画においては、より多くの人が参加できるよう、教室の開催回数を増やし、事業の充実を図ります。	★	家族介護教室については、市内4施設に委託して実施しているが、開催回数及び参加者数はともに計画値の6～7割程度である。	今後予測される超高齢化社会に対応していくため、高齢者を介護している家族等の介護方法についての知識や技術は不可欠であり、開催回数の増加、また参加してみたいような事業内容を検討していく必要がある。	今後も必要な事業と考えられるため、周知方法について再検討しながら、次期計画においても継続して実施していく。	高齢福祉課	
②緊急通報体制等整備事業		日常生活上注意を要する状態の高齢者宅に、24時間体制の受信センターと双方向で会話ができる緊急通報装置を設置します。 第7期計画においても、民生委員等を通じて緊急通報装置の有効性を市民へ広く周知しながら、利用者の増加に努めていきます。	★	在宅のひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時において、非常に有効なシステムであり、令和元年度からは、利用者負担額を改定(値下げ)するとともに、これまでの固定型装置に加えて携帯型装置も導入した。なお、設置回数についてはおおむね計画値どおりである。	設置回数について、おおむね計画値どおりであるものの減少傾向にあるため、民生委員等を通じてあらためて周知を行っていく必要がある。	今後も必要な事業と考えられるため、引き続き地域包括支援センターや民生委員等を通して緊急通報システムの有効性を市民へ周知し、必要とされる人に一人でも多くサービスの提供が行えるよう、次期計画においても継続して実施していく。	高齢福祉課	
③配食サービス事業		食事の確保が困難な高齢者宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行います。 第7期計画においては、事業内容の見直しも視野に入れ、安定的かつ継続的に実施できる体制の構築を検討していきます。	★	平成29年1月以降サービス提供区域に空白(美東町全域)が生じていたが、令和2年6月1日から新規事業所の参入により、市内全域へのサービス提供が可能となった。	美東地域において、サービスの提供が始まったばかりで周知不足であり、美祢市社会福祉協議会、美祢東地域包括支援センター等関係機関を通じて周知していく必要がある。また配食エリアの拡充についても各事業所との調整を行っていく必要がある。	今後も必要な事業と考えられるため、周知方法や各事業所における配食エリアについて再検討しながら、次期計画においても継続して実施していく。	高齢福祉課	
④家族介護用品支給事業		寝たきり高齢者を在宅で介護する家族に対し、紙おむつ等の介護用品を支給し、家族による介護を支援します。 高齢者を在宅で介護する家族にとって必要な事業であるため、第7期計画においては、多くの高齢者が対象となるよう事業を拡充し、高齢者の在宅生活及び家族介護を更に推進していきます。	★	寝たきり又は認知症の高齢者を在宅で介護する家族にとって必要な事業であるが、利用者は計画値の2～3割程度である。	平成30年度から対象者や支給限度額を拡充して実施しているが、利用者増につながっていない。	今後も必要な事業であると考えられるが、利用者が少ないため、周知方法や事業内容の見直しについて再検討しながら、次期計画においても継続して実施していく。	高齢福祉課	
⑤生活管理指導短期宿泊事業		家族の疾病等の理由により在宅での生活が一時的に困難な高齢者が養護老人ホーム等に短期間入所することにより、当該高齢者の福祉の向上を図ります。 第7期計画においても、高齢者及びその家族に対する必要な支援策として継続して実施していきます。	★	利用者は計画値を大きく上回っており、一時的に在宅での生活が困難な高齢者やその家族に対し、効果的な支援が提供できている。	延べ利用者としては計画値を大きく上回っているが、これは数人が延長申請により長期入所していたことも要因となっているため、広く市民に周知を行い、実利用者増につなげていく必要がある。	今後も必要な事業であると考えられるため、引き続き地域包括支援センターや社会福祉協議会等を通じて周知し効果的な支援を行えるよう、次期計画においても継続して実施していく。	高齢福祉課	
⑥成年後見制度利用支援事業		判断能力の低下した認知症高齢者等の代理として、法的な手続や福祉サービスの利用契約などを行う後見人等を選任するため、成年後見等開始審判の市長申立てを行うとともに、申立費用や後見人報酬の助成を行います。	★	平成30年度は2件、平成31年度については4件の市長申立があった。また令和2年度には国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、専門機関(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所等)と連携し、基本計画策定に向けて協議・調整を行い、「美祢市成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。	「美祢市成年後見制度利用促進基本計画」について広く市民へ周知していく必要がある。	今後も必要な事業であると考えられるため、判断能力が不十分な認知症高齢者で、家族、親族等からの支援が得られない人に対して行う市長申立てによる後見等の申立を適切に行うとともに、申立費用や後見人報酬の助成について、次期計画においても継続して実施していく。	高齢福祉課	
⑦住宅改修支援事業		介護認定を受けている高齢者のうち、居宅介護支援事業所と契約をしていない人が介護保険で住宅改修を行う際に、必要な理由書の作成に要する費用に対し助成を行います。 近年の助成実績は少ないですが、第7期計画においても継続して実施していきます。	★	平成30年度、平成31年度において利用者は0人である。	周知は行っているが、利用実績につながっておらず、事業内容としても今後見込がない。	過去数年の利用状況からみても、事業の廃止が妥当である。	高齢福祉課	
⑧老人保護措置事業		環境上及び経済的理由により在宅生活が困難となった高齢者を、老人福祉法に基づき、養護老人ホーム等へ入所措置し、その生活を支援していきます。	★	被措置者数は年々減少傾向にあるが、老人福祉法に基づく事業として確実に実施している。	被措置者数が年々減少傾向にあることから、必要な市民へ情報が届いていないか、あるいは入所措置自体の需要が減っている可能性がある。	老人福祉法に基づく事業のため、次期計画においても、継続して実施しつつ、必要な市民へ情報が届くよう周知してしていく。	高齢福祉課	
⑨心配ごと相談事業		美祢・美東・秋芳の各地域において、定期的な高齢者の日常生活上のあらゆる心配ごとや悩みごとの相談に応じる時間を設け、適切な助言や支援を行います。 第7期計画においても引き続き実施し、誰もが気軽に相談できる体制づくりに努めていきます。	★	美祢市社会福祉協議会に事業を委託し、高齢者の様々な相談に応じる体制が構築されており、また計画値を上回る相談件数であることから成果が得られていると考えられる。	計画値を上回る相談件数であるとはいえ、実相談者数としては少ないため、周知方法について検討する必要がある。	今後も必要な事業であると考えられるため、引き続き高齢者の日常生活上のあらゆる心配ごとや悩みごとの相談に応じるため、次期計画において継続して実施していく。	高齢福祉課	
⑩老人日常生活用具給付事業		認知症等により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、日常生活用具(電磁調理器、火災警報器)を支給します。 しかしながら、近年の利用実績は非常に少ないため、第7期計画において再度、事業の周知を図った上で、利用者の増加につながらなければ廃止することとします。		平成30年度、平成31年度において利用者は0人である。	周知は行っているが、利用実績につながっておらず、事業内容としても今後見込がない。	過去数年の利用状況からみても、事業の廃止が妥当である。	高齢福祉課	

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画施策評価表

				3	高齢者福祉サービスの充実		
施策・事業	計画の概要	施策の展開	数値表	現状評価	課題	次期計画での方向・考え方	担当課
⑪訪問理美容サービス事業	高齢化率の高い本市においては、一般世帯の半数以上が高齢者のいる世帯となっており、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯も今後増加していくことが想定されることから、高齢者やその家族の状況、地域の実情に応じたサービスの提供に努めています。	理美容院に出向くことが困難な高齢者宅に理美容師を派遣し、その出張旅費を負担します。 しかしながら、近年の利用実績は非常に少ないため、第7期計画において再度、事業の周知を図った上で、利用者の増加につながらなければ廃止することとします。		平成30年度、平成31年度において利用者は0人である。	周知は行っているが、利用実績につながっておらず、事業内容としても今後見込がない。	過去数年の利用状況からみても、事業の廃止が妥当である。	高齢福祉課
⑫福祉電話貸与事業		電話を保有しておらず、安否を確認する必要があるひとり暮らし高齢者に対して、無料で電話を貸与し、その基本料金を負担します。 しかしながら、近年、新規申請者がいないため、第7期計画において再度、事業の周知を図った上で、利用者の増加につながらなければ、現利用者をもって廃止することとします。		現利用者は1人で、近年新規の利用者がいないのが現状である。	周知は行っているが、新規利用につながっておらず、事業内容としても今後見込がない。	現利用者については、次期計画においても貸与するが、現利用者を最後として事業を廃止する。	高齢福祉課
⑬敬老会行事開催事業		長年にわたり地域社会の発展に貢献された高齢者の長寿を祝うとともに、敬老意識の高揚を図ることを目的として開催される各地区の敬老会について、主催する各地区社会福祉協議会等に対し、補助金を交付し、自主的な運営・開催を支援します。		各地区社会福祉協議会等に対し、敬老会行事の経費の一部を補助し、その活動を支援することで、各地域において充実した敬老会が開催できている。	高齢者が増加する一方で、敬老会行事については年々出席者が減少傾向にある。今後一人でも多くの高齢者に出席してもらうためにも、主催する各地区社会福祉協議会等の運営を支援していく必要がある。	今後も必要な事業であると考えられるため、次期計画においても、敬老会行事開催に係る経費の一部を補助し、引き続きその活動を支援していく。	高齢福祉課
⑭敬老祝金支給事業		高齢者の福祉の増進と敬老精神の高揚に寄与することを目的として、節目の年齢を迎えた高齢者に敬老祝金を支給します。 なお、高齢化の進展に伴い、支給対象者が増加傾向にあることから、事業効果を勘案しながら、支給対象年齢や支給額の見直しを検討していきます。		節目の年齢を迎えた高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝うことができている。	高齢化の進展に伴い、支給対象者が増加傾向にあることから、事業効果等を勘案しながら事業そのものの見直しを検討する必要がある。	今後、支給要件について見直すこととする。	高齢福祉課
⑮老人福祉施設運営事業		高齢者が気軽に利用できる場所として、高齢者福祉施設「カルストの湯」及び厚保、豊田前、嘉万の各老人憩いの家を運営し、各施設の適切な維持管理に努めますが、老朽化した施設や利用者数が減少傾向の施設もあることから、その運営方法のあり方を検討していきます。		施設利用者が年々減少傾向にあるものの、必要な修繕等は確実に実行し、適正に管理運営している。	施設利用者の減少、また施設の老朽化等に伴う維持費が増加している。	カルストの湯については、引き続き適正な管理運営を行っていく。また各老人憩いの家については、「美祿市公共施設のあり方適正化推進方針」の判定を踏まえた上で今後の方向性について検討する。	高齢福祉課